



雇用保険（失業給付）と被扶養者の認定について

Q 妻（55歳）が退職し、無職・無収入になるので、雇用保険制度の失業給付を受給する予定です。受給期間は90日間、受給額は日額4,000円ですが、被扶養者として認定できますか？

A 雇用保険制度の失業給付は、再就職を目指す方の失業中の生活を保障する給付であり、一定期間に渡って支給されるため、恒常的な収入としてみなしします。

本組合の被扶養者としての基準は、収入見込額が年額130万円（月額108,334円）未満※の期間が1カ月以上継続することです。失業給付の場合は、給付日額から年間収入を推計しますので、給付日額が3,612円（130万円÷12月÷30日）未満※であれば、被扶養者としての認定基準を満たしていることとなります。

今回のケースは失業給付の日額が4,000円であり、3,612円以上ですので、失業給付を受給している間は被扶養者として認められません。

ただし、自己都合退職の場合等、失業給付の受給開始が1カ月以上先（給付制限期間あり）であることが確認できれば、受給開始までの間は被扶養者として認定することができます。詳しくは、下図とP7「失業給付と被扶養者認定のポイント」をご覧ください。

また、被扶養者の認定・取消には「被扶養者申告書」の提出が必要です。事由が発生した場合は、速やかに勤め先の共済組合事務担当課を通じて手続きしてください。

失業給付受給（給付制限期間あり）の場合の認定例

